



月報 ハローワーク徳山

令和3年9月

徳山公共職業安定所

〒745-0866

周南市大字徳山7510-8
TEL (0834) 31-1950

事業主の皆さまへ

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

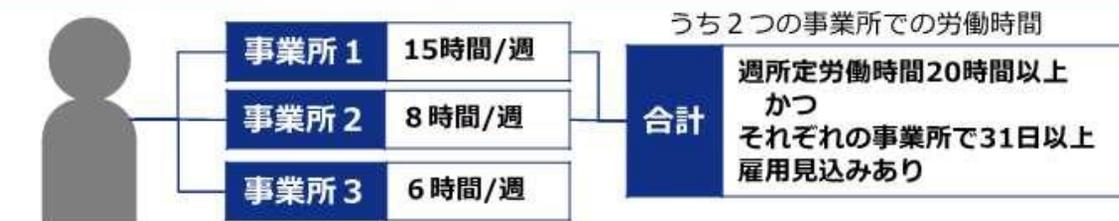
- 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。
これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※¹には、一定の要件※²を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額※³の30日分または50日分の一時金）を受給することができるようになります。

- ※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
- ※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
- ※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たす必要があります。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



65歳以上
2つ以上の
事業所で雇用

※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

職業紹介業務取扱状況

一般職業紹介状況(パートを含み、学卒を除く)

項目		令和3年9月	うち男	令和3年8月	令和2年9月
求 職	新規求職申込件数	416	166	358	371
	中高年齢者	206	97	208	211
	雇用保険受給者	75	27	54	75
	月間有効求職者数	1,744	727	1,787	1,882
	中高年齢者	911	438	948	1,002
	雇用保険受給者	609	208	618	795
紹 介	紹介件数	402	172	395	352
	中高年齢者	208	112	191	204
	雇用保険受給者	105	39	109	99
就 職	就職件数	136	42	139	156
	中高年齢者	64	24	68	76
	雇用保険受給者	43	16	40	52
求 人	新規求人数	918	/	779	802
	月間有効求人数	2,353		2,195	2,088
	充足数	155		141	166
分 析	有効求人倍率	1.35	/	1.23	1.11
	新規求人倍率	2.21		2.18	2.16
	就職率(%)	32.7		38.8	42.0
	充足率(%)	16.9		18.1	20.7

パート職業紹介状況

項目		令和3年9月	うち男	令和3年8月	令和2年9月
新規求職申込件数		175	48	140	170
月間有効求職者数		730	215	756	821
新規求人数		334	/	259	295
月間有効求人数		796		716	709
紹介件数		155	59	134	155
就職件数		56	13	61	66
充足数		66	/	56	73

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。(巻末のグラフも同様)

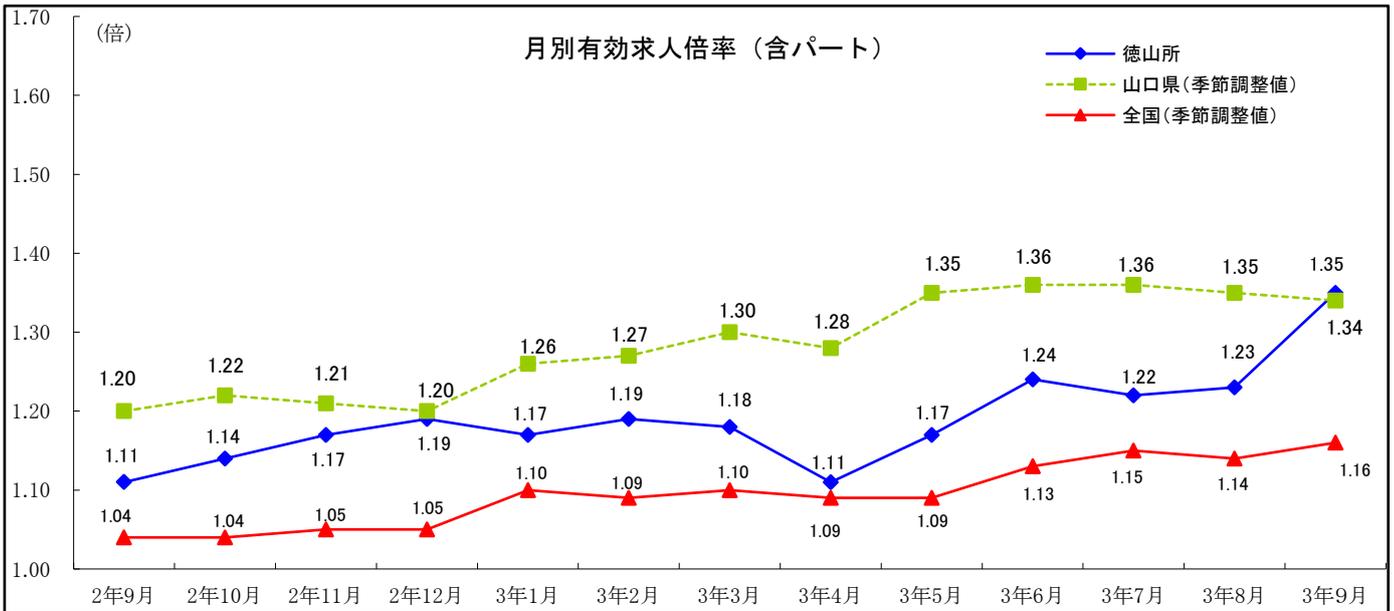
雇用保険業務取扱状況

(支給金額の単位は千円 : 百円の位を四捨五入)

項 目		令和3年9月		令和3年8月	令和2年9月	
			うち男			
適 用	月 末 適 用 事 業 所 数	2,467	/	2,469	2,448	
	新 規 適 用 事 業 所 数	10		9	7	
	廃 止 事 業 所 数	12		5	14	
	月 末 被 保 険 者 数	45,751	27,971	45,936	46,885	
	資 格 取 得 者 数	391	213	386	417	
	資 格 喪 失 者 数	452	245	459	454	
	離 職 票 交 付 枚 数	382		370	389	
給 付	受 給 資 格 決 定 件 数	119	53	72	114	
	基 本 手 当	初 回 受 給 者 数	84	38	91	112
		受 給 者 実 人 員	420	154	430	505
		支 給 金 額	55,488	23,570	54,680	63,061
	高 年 齢 求 職 者 給 付 金	受 給 者 数	29	25	31	27
		支 給 金 額	6,760	6,267	6,599	5,765
	再 就 職 手 当	支 給 人 員	36	15	29	32
		支 給 金 額	13,215	6,704	11,441	10,451
	就 業 促 進 定 着 手 当	支 給 人 員	11	5	3	14
		支 給 金 額	1,296	749	426	2,792
	常 用 就 職 支 度 手 当	支 給 人 員	1	0	1	0
		支 給 金 額	190	0	199	3
	雇 用 継 続 給 付	高 年 齢 基 本 給 付 金	受 給 者 実 人 員	643	584	701
支 給 金 額			17,957	16,731	19,302	21,640
高 年 齢 再 就 職 給 付 金		受 給 者 実 人 員	0	0	2	0
		支 給 金 額	0	0	26,582	0
育 児 休 業 基 本 給 付 金		受 給 者 実 人 員	274	9	316	229
	支 給 金 額	34,130	1,605	41,290	29,639	
介 護 休 業 給 付 金	受 給 者 数	2	0	0	1	
	支 給 金 額	301	0	0	302	
一 般 教 育 訓 練 給 付	受 給 者 数	8	4	9	6	
	支 給 金 額	187	110	267	309	

労働市場の動き

(令和3年9月)



* 全国、山口県の数値は季節調整値。令和2年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

